



Can Do

“可能性への挑戦”

第13号



金田会計事務所通信

公的存在

企業の経営理念・社訓等を見れば、必ず「社会に貢献する」という文言が何らかの形で盛り込まれています。経営計画セミナーでは、経営者本人が本当は関心を持っていないとも、社是・社訓を創る場合には必ず「社会貢献」を理念に入れるように指導します。これらは偽善的に感じられるかもしれませんが、実は必然的なものなのです。

会計の世界では企業活動の目的は購入、生産及び販売等の諸活動を通じ最終的に「利益を獲得すること」とされます。このことから企業の目的は利益だということは当然との誤解を生み、よって現代社会において大きな歪みを生じさせています。マネジメントの父といわれる知の巨人、P・F・ドラッカーは「利益は企業や企業活動にとって、目的ではなく条件である」といい、「利潤動機なるものは、的外れであるだけでなく害を与えている。」と明確に否定します。企業や社会が継続していくためには利益(お金)は必要ですが、目的とするには余りにも空しいものだと本心では誰もが感じているはずで、では企業の目的とは何でしょうか？

自然界には「エントロピー増大の法則」という、外部から与えられるエネルギーがなければ時間とともに秩序だった状況が無秩序な状況へと変化していく現象があるそうです。私たちも何もやらない又はただ現状のまま続けていくだけだとやがては後退・退化してしまいます。業績の良い経営者と話をすると「遊んでいる連中と違い、忙しく仕事をしているだけだよ。」との答えが返ってきました。確かに1つの要件ではありますが、業界や周囲への貢献も見逃せないものがあります。一企業としてだけではなく、もっと大きな範囲で捉え、自分の利益抜きに頑張っている姿を知っているからです。私たちにとって互いに協力しながら幸せを増大させることは必然的であるように感じられます。苦勞しても他の人々から誉められたい、認められたいということは人間の本性としてあるはずで、社会のために役立ちたいという思いを中心に持って活躍できれば最高です。

しかし、今日は余りにも自己中心的であり、社会とのつながりを喪失してしまっているのではないのでしょうか？成功しているときにはうらやましく、またすごいと思ったけれども、最近では「Greed(強欲)」といわれ馬鹿にされている人々を見れば、心の底から「そうだろう」と感じてしまいます。世の中や周囲の人々、お客様に役に立てる存在になることを常に考え、努力していくことが企業の目的だと確信させられます。

相続が変わる !!

(相続税の課税方式見直し)

平成 21 年度の税制改正がいろいろと論議されるようになりました。中でも改正が確実なものうち、相続税の計算方法の見直しがあります。これにより今後は相続・贈与のあり方自体が大きな影響を受けることが予測されます。

【相続税の計算とは？】



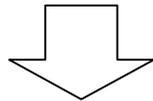
現在の日本の相続税の計算方法は法定相続を計算の中心にしています。具体的には、①純粋な相続財産から②基礎控除（5,000 万円 + 1,000 万円 × 法定相続人）を③差引いた金額を各法定相続人が④法定相続分で相続をしたとみなして各々の相続税を計算し、⑤合計した金額を各人が相続財産を取得した金額に応じた相続税額を納めることとなります。



(例) 相続人が子供 A、B の 2 名で A が 2/3、B が 1/3 の財産を相続した場合

①

相続財産 (2 億円)	
純粋な相続財産 (課税価格) 1 億 5 千万円	債務・葬式費用 (5 千万円)



③

差引いた金額 8 千万円

②

基礎控除

$$\begin{aligned} & \text{※ } 5,000 \text{ 万円} + 1,000 \text{ 万円} \times 2 \\ & = 7,000 \text{ 万円} \end{aligned}$$

④ 法定相続分 (1/2) で税額計算

A
4,000 万円 × 税率 = 600 万円

B
4,000 万円 × 税率 = 600 万円



⑤ 合計金額を取得した遺産額に応じてあん分

600 万円	+	600 万円
= 1,200 万円		

《各人の相続税額》

A : 2/3 = 800 万

B : 1/3 = 400 万

【何が変わりますか？】



法定相続分を基礎として全体で計算する方法から、遺産を取得した各人個別に相続税の計算を行ことになります（**遺産取得課税方式**）。今までの課税方式だとわずかな遺産を取得した相続人でも全体で相続税が発生すれば必ず相続税を納めることになり不公平感がありました。法定相続人一人につき 1,000 万円の控除が各人毎に使えば、500 万円しか相続していない相続人は税金がかからないはずだという理屈からなのです。

【制度変更した場合の注意点】



今までの課税方式だと法定相続人が 3 名の場合、すべての相続財産が 7,000 万円以下なら相続税は課税されません。そこで先に「**相続税精算課税制度**」を利用した贈与を行った場合、2,500 万円までの贈与であれば、贈与税はかからず、相続時に精算して相続財産に含めたとしても、7,000 万円に達しなければ、相続税も納めなくて済むため、親から子への財産の移転が容易になされていました。しかし、「**遺産取得課税方式**」に変われば、各人の取得した財産につき、各人の非課税枠を超えれば、予想外に相続税を納めることになるかもしれません。新方式の内容が決まるまでは、「**相続税精算課税制度**」を利用することは控えた方が良いでしょう。

新しい「**事業承継税制**」が創設されたことに伴い、このように相続税について大きな改正がされることとなったため、次回の税制改正の大きな注目点になりました。過去の相続対策について影響があるため、何らかの救済策や条件緩和などが盛り込まれるかどうか気になるところですが、具体的な内容については、はっきりした時点でお知らせいたします。





機械装置の減価償却の耐用年数が変わりました

平成 20 年 4 月 1 日から開始する事業年度から減価償却資産の新しい耐用年数表が適用されています。この改正によって、「**機械装置**」の耐用年数表に係る資産区分が「390」から「55」に大幅に簡素化されました。今までは機械装置一つ一つの種類に応じて耐用年数が決められていました。たとえば、「製鉄設備」は 14 年、「機械工具」は 10 年といった具合です。しかし、今後は「業種別」に耐用年数が統一され、「鉄鋼業」でスクラップの加工であれば、すべての機械装置の耐用年数が 5 年に変わります。これは平成 20 年 4 月 1 日以降開始する事業年度に新しく取得した機械装置だけでなく、既存の資産についても適用されますので注意してください。ほとんどの場合は耐用年数が短くなり、減価償却額が増えると思われませんが、機械の種類によっては、かえって長くなるものもあります。自社の業種が何に該当するかについてはよくよく確認する必要があります。



金田会計事務所

〒541-0052

大阪市中央区安土町 3 丁目 4 番 5 号

本丸田ビル 3 階 (1階阪急そば)

TEL (06)6264-3328 FAX (06)6264-3329

E-Mail : kanedakaikei@peace.ocn.ne.jp

URL : <http://kaikei.asia/>

気さくで、信頼できる頼もしい顧問税理士として
税務・経営・経理の相談、指導等により企業活動
へのサポートを行っています。お気軽にご相談下
さい。

